

仕 様 書

安城市役所における自動証明写真機（以下「写真機」という。）の設置事業者の募集については、この仕様書により行うものとする。

1 貸付場所

安城市役所本庁舎駐輪場の一部（安城市桜町18番23号）

1. 54㎡（幅1.4m×奥行き1.1m）

※位置図及び現況は、別紙のとおり

2 写真機の仕様

（1）台数及び寸法

ア 台数 1台

イ 寸法 幅1,400mm以内、奥行き1,100mm以内、高さ2,100mm以内

（2）写真の用途及びサイズ

次の写真（カラー写真を含む。）の撮影が可能であること。

ア 一般履歴書用（縦40mm×横30mm）

イ 運転免許証用（縦30mm×横24mm）

ウ パスポート用（縦45mm×横35mm）

エ マイナンバーカード用（縦45mm×横35mm）

（3）案内機能

多言語（英語及びポルトガル語を含む。）の対応が可能であること。

（4）使用可能貨幣

ア 硬貨については、10円、50円、100円及び500円とする。

イ 紙幣については、1,000円とする。ただし、令和6年7月からの発行が予定されている新紙幣についても対応できるようにすること。

3 貸付期間（設置期間）

令和6年6月1日から令和9年3月31日まで（2年10か月）

4 貸付料等

設置事業者が本市に納付する額（以下「貸付料等」という。）は、次に掲げる額を合算した額（2年10か月）とする。

（1）貸付料 価格提案書の提案額に消費税及び地方消費税額を加えた額

（2）電気料 147,000円（年額52,000円。ただし、令和6年度は

43,000円とする。))

5 貸付料等の納付

- (1) 貸付料等は、年度ごとに当該年度分を一括で前納すること。
- (2) 各年度の貸付料に係る消費税及び地方消費税額は、当該年度の貸付料に納付日に適用される消費税及び地方消費税率を乗じて得た額とすること。
- (3) 貸付料の当該年度分の算定における端数処理については、1円未満を切り捨てることとし、最終支払年度に調整するものとする。
- (4) 前納した貸付料等は、設置事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除する場合においては、返還しない。

6 貸付料等以外の経費

写真機の設置及び撤去に要する工事費、移転等の費用その他運営に係る諸経費は、全て設置事業者の負担とする。ただし、電源工事費に係る経費は、安城市の負担とする。

7 権利義務の譲渡等及び再委託等の禁止

- (1) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ安城市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

8 写真機の設置、維持管理等に係る遵守事項

- (1) 設置工事の日時は、安城市と協議の上、決定すること。
- (2) 設置に当たっては、転倒防止措置等の安全対策を講ずるほか、関係法令等を遵守すること。あわせて、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- (3) 消耗品の補充、金銭の管理等の証明写真機の維持管理は、設置事業者が運営状況を考慮し、定期的に行うこと。
- (4) 写真機本体の分かりやすい位置に設置事業者の連絡先を明示すること。
- (5) 故障、消耗品の補充等のほか、利用者からの問合せ、苦情等に対しては、設置事業者の責任において曜日にかかわらず24時間対応すること。
- (6) メンテナンス等を行う日時については、安城市と協議の上、決定すること。
- (7) 売上額、件数等については、月次レポート形式により、月1回安城市に報告すること。
- (8) 貸付期間満了時又は契約解除時には、設置事業者の負担により速やかに写真機を撤去し、貸付場所を原状に復すること。